

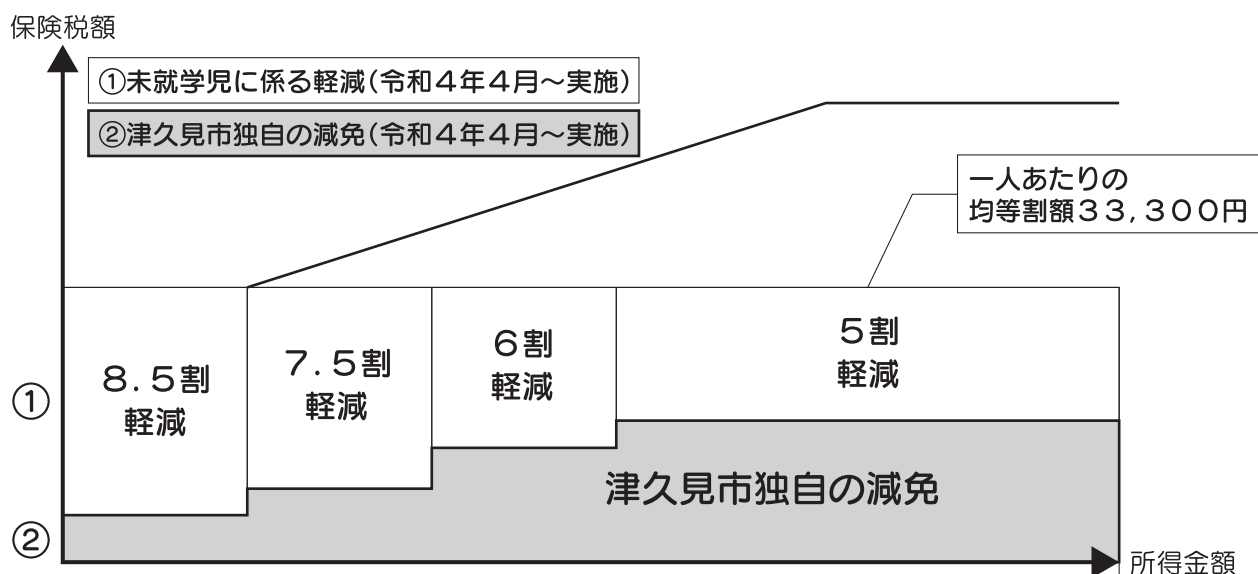
# 国民健康保険からのお知らせ

## 令和4年度から子ども(未就学児)に係る 国民健康保険税の均等割額を全額免除します

～安心して子どもを生み育てやすいまちづくりを推進します～

令和4年度から、国民健康保険に加入している子ども(未就学児)に係る均等割額の5割を軽減されることとなりますが、津久見市では、子育て支援の観点から、国民健康保険加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、大分県内で初めて、国民健康保険に加入する0歳～6歳までの未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を全額免除します。

**対象者：**国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)



未就学児一人あたりの均等割額(年額)

| 軽減割合   | 減額前の均等割額 | 減額後の均等割額 |
|--------|----------|----------|
| 8.5割軽減 | 4,995円   | 0円       |
| 7.5割軽減 | 8,325円   | 0円       |
| 6割軽減   | 13,320円  | 0円       |
| 5割軽減   | 16,650円  | 0円       |

◎上記対象者に該当する世帯は、減額後の金額で通知しますので、申請手続きは不要です。  
令和4年6月中旬頃に発送予定の国民健康保険税納税通知書に、減額後の金額で計算された年税額が記載されますのでご確認ください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147